

**甲佐高校産業人材育成事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

甲佐町

地域振興課

1. 目的

この実施要領は、甲佐高校産業人材育成事業業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託内容

- (1) 業 務 名 甲佐高校産業人材育成事業業務委託
- (2) 業 務 の 目 的 別紙「甲佐高校産業人材育成事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業 務 内 容 別紙「甲佐高校産業人材育成事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 契 約 期 間 契約は、契約締結日から令和10年3月31日まで（3年間）とし、各年度は次のとおりとする。なお、成果品の納入期日については、別紙「甲佐高校産業人材育成事業業務委託仕様書」のとおりとする。
令和7年度 契約締結日から令和8年3月31日まで
令和8年度 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
令和9年度 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (5) 提案上限価格 15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（各年度の上限額）
令和7年度 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和8年度 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

甲佐町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であり、次のいずれにも該当しない者とする。なお、資格要件の確認基準日は、参加申請受付日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 国、地方公共団体又は甲佐町指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成5年甲佐町告示第21号）第2条又は第3条の規定による指名停止措置を受けている者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止を受けている者
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る破産の申立てを含む。）がなされている者
- (5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっている者、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっている者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申

- 立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (8) 会社法（第17年法律第86号）第514条に基づく特別清算開始命令がなされている者
- (9) 国税・都道府県税・市町村税等を滞納している者（※1）
- ※1 所得税、法人税、復興特別所得税、消費税、事業税、地方消費税、固定資産税、自動車税、住民税等（県民税、市町村民税等（※2））
- ※2 町内在住の方については、町税、使用料その他本町及び甲佐町水道事業に対する料金の滞納がないこと。また、町税以外の債務の履行状況について調査されることに同意いただく必要があります。
- (10) 過去において、以下の行為を一度でも行ったことがある者
- A 本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
- B 本町が執行した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた、又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために連合した。
- C 本町と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた。
- D 本町の監督又は検査（地方自治法第234条の2第1項の規定によるもの）の実施に当たり職員の執行を妨げた。
- E 本町との契約において正当な事由がなく契約を履行しなかった。
- (11) 次に規定する暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は法人の代表者又は役員が暴力団員（法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である
- A 甲佐町暴力団排除条例（平成23年甲佐町条例第7号）第2条第2号から第5号までに該当する者
- B 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に違反している事実がある者
- (12) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力

4. 日程（予定）

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年1月15日（水）
② 実施要領等に関する質問受付締め切り	令和7年1月20日（月）
③ 実施要領等に関する質問回答	令和7年1月23日（木）
④ 参加表明書の提出期限	令和7年1月30日（木）
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和7年2月10日（月）

⑥ 参加申込者の確認結果の通知	令和7年2月13日（木）
⑦ 企画提案書等の審査（プレゼンテーション）	令和7年2月19日（水）
⑧ 2次選考審査結果通知	令和7年2月20日（木）
⑨ 契約締結（予定）	令和7年2月26日（水）

5. 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

本要領又は仕様書の内容に関し質問がある場合は、必ず質問票（様式1）により電子メールにて提出すること。口頭による質問の受け付けは行わない。なお電子メールを送った場合は、確認のため電話すること。

- （1）受付期限 令和7年1月20日（月） 17時00分
- （2）提出方法 質問票（様式1）により電子メールにて提出すること。
メールアドレス：chiiki01@kosa.kumamoto.jp
- （3）回答方法 質問に対する回答は、令和7年1月23日（木）までに町の公式ホームページで質問者名を伏せて掲載する。

6. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

- （1）提出期限 令和7年1月30日（木） 17時00分
- （2）提出先 「15. 問い合わせ先」に記載する担当窓口に提出すること。
- （3）提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
- （4）提出書類
 - 1）参加表明書（様式2）
 - 2）役員名簿（様式4）
 - 3）誓約書兼承諾書（様式5 両面印刷）
- （5）提出部数 正本1部 副本1部

7. 企画提案書の提出

- （1）提出期限 令和7年2月10日（月） 17時00分
 - （2）提出先 「15. 問い合わせ先」に記載する担当窓口に提出すること。
 - （3）提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。
 - （4）提出書類
 - 1）企画提案書等提出届（様式6）
 - 2）下記の提案項目を含んだ企画提案書（任意様式）
- 【提案項目】
- ア 企画概要
 - ・企画提案する業務概要
(キャリア教育、社会起業家教育、地域連携、協力体制)
 - イ 業務実施スケジュール
 - ・全体スケジュール及び進捗管理方法について記載すること。
 - ウ 会社の概要等

- ・会社概要書（様式３、会社パンフレット等）
- ・履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
（３カ月以内に発行されたもの。）
- ・決算書（直近１期分）（任意様式）
- ・印鑑証明書（３カ月以内に発行されたもの。原本）

エ 実施体制・事務連絡体制（想定される関係機関等の必要な連絡体制、手法等）

- ・本業務の遂行に係る業務管理責任者及び従事者全体（再委託先も含む。）の体制図を示すこと。（任意様式）
- ・過去の類似業務の実績とその効果（任意様式）
- ・業務管理責任者及び従事者について類似業務における実績を示すこと。（様式７・様式８）

オ 税（国税・都道府県税・市町村税）の未納がないことを証明する書類（３カ月以内に発行されたもの。原本）

３）見積書及び内訳書（任意様式。項目・数量・単価など）

※オに関する提出書類の詳細は以下のとおり

書類の名称	内 容
最新の納税証明書（その３）または 国税の未納がない証明	【法人】 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（様式その３の３） 【代表者】 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税（様式その３の２） ※税務署に交付請求手続き
最新の納税証明書（２８号様式その ６証明書）または都道府県税の未納 がない証明	【法人】 法人事業税、法人県民税、自動車税等の滞納のない証明書 【代表者】 県税（自動車税等）の滞納のない証明書 ※各広域本部、各地域振興局又は県税事務所に 交付請求手続き
市町村税の滞納がない証明書	【法人】法人税、固定資産税、軽自動車税等の 市町村税 【代表者】市町村民税、固定資産税、軽自動車 税等の市町村税 ※所在市町村の税務課等にて交付請求手続き

（５）編冊方法 企画提案書は、片面印刷でＡ４判２穴ファイル等に編冊し、様式ごとにインデックスを付すこと。また、ファイル等の表紙及び背表

紙には、タイトルを「甲佐高校産業人材育成事業業務委託プロポーザル企画提案書類」とすること。なお、正確かつ簡潔明瞭な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないように留意すること。

- (6) 提出部数 正本１部 副本５部、計６部※
 ※企画提案書等提出届（様式６）については正本１部のみ押印し、副本５部は複写可とする。
 ※印鑑証明書、税（国税・都道府県税・市町村税）の未納がないことを証明する書類は１部（正本）で可。
- (7) 確認結果 参加申込者の確認結果については、令和７年２月１３日（木）に電子メールにより通知する。※文書については、後日郵送する。

8. プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、企画提案書等の審査前日の正午までに辞退届（様式９）を地域振興課に持参又は郵送（必着）により申し出ること。

9. 企画提案書等の審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日時 令和７年２月１９日（水）９時３０分開始予定
 ※場所等の詳細は別途連絡する
- (2) 参加人数 ３名以内（業務管理責任者は必ず出席すること。）
- (3) 審査時間 ４５分以内（説明３０分、質疑応答１５分）

10. 受託候補者の選定

(1) 審査手順

企画提案書等の審査は、町が設置する「甲佐高校産業人材育成事業業務委託実施事業者選定委員会」が行う。

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等に対するプレゼンテーション及びヒアリングの実施を行い、以下の評価項目及び得点算出方法に基づき総合的に評価する。なお、参加事業者が１者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

①評価項目及び配点

評価項目		評価ポイント	配点
1	企画内容	(1) 本業務の趣旨を理解した提案がなされているか。	
		①キャリア教育学習の内容や方法は適切であるか。	10
		②社会起業家教育の内容や実施方法は適切であるか。	30
		③地域連携事業に創意工夫が見られ、高校生対象に	10

		効果の高いものか。	20
		(2) 町、甲佐高校、地域おこし協力隊など各方面における連携、協力体制の構築が見込めるか。	
2	業務実施スケジュール	実施項目及び実施時間等が具体的に提示されており、実施工程、内容等が適切であるか。	10
3	業務実施体制	(1) 業務遂行のための組織体制が適切であるか。	10
		(2) 業務実施において実務的な知識と経験を有する人材が配置されているか。	5
4	提案価格	5 × 提案中の最低見積金額/見積金額	5
合計点			100

②得点算出方法

評価	得点化方法	
A	非常に優秀	配点 × 1.0
B	優秀	配点 × 0.8
C	普通	配点 × 0.6
D	やや劣る	配点 × 0.4
E	劣る	配点 × 0.2

(3) 受託候補者の決定

各審査者の採点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、第1位の受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、評価項目1の企画内容のうち、(1)②の採点が最も高い者を第1位の受託候補者とし、その合計点も同点の場合は、評価項目1の企画内容のうち、(2)の採点が最も高い者とする。その合計点も同点の場合は、評価項目4の提案価格の採点が最も高い者とする。

(4) 最低基準点の設定

配点（100点）の6割に満たない場合は、候補者から除外する。なお、最低基準点以上の点数を得たものがいなかった場合は、受託候補者の決定を行わない。

1.1. 審査結果の通知

企画提案のプレゼンテーション実施後、各提案者に対して電子メールにて通知するとともに、町公式サイトで公表する。また、結果通知文書は後日郵送する。（候補者以外の法人名は公表しない）。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

1.2. 契約に関する事項

町は第1位の受託候補者と、業務内容・契約金額及び企画提案による仕様書等について協議し、協議が整ったときは契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本であるが、協議により必要に応じて提案から内容を変更する場合がある。なお、仕様

書等の詳細事項について協議が整わない場合は、評価点の上位者から順に同様の協議を行う。

13. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行う、又は最終選定終了までに他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示するなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

14. その他留意事項

- (1) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず提出者に返却しないものとする。
- (2) 提出した企画提案書を本町の了解なく公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案者は、複数の提案書の提出はできない。
- (5) 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。(軽微なものを除く。)
- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (8) 契約締結においては、契約保証金が必要である。(契約金額の100分の10以上の額)

15. 問い合わせ先

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4

甲佐町役場 地域振興課 地域振興係 担当 長脇

電話：096-234-1154 (直通)

FAX：096-234-3964 (代表)

メールアドレス：chiiki01@kosa.kumamoto.jp